

## 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

## 1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



## ＜事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合＞



（出典：令和4年労働安全衛生調査）

## ＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

## 2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金  
のご案内はこちら



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

令和6年8月23日付け基安発0823第2号

## 1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

## 2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。  
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮していただきたいこと。  
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。  
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。  
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。  
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。  
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。
- ## 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
- 事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
  - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進  
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組  
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発
  - (3) 職場におけるがん検診の推進  
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨  
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知  
ウ 「職場におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施  
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
  - (4) 女性の健康課題に関する理解の促進  
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知  
イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」の活用  
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
  - (5) 眼科検診等の実施の推進  
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進  
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
  - (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進  
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職場での検査機会の確保等  
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組  
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
  - (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポート！

事業案内 Business information

Hello.

こんにちは  
秋田産業保健総合支援センターです！

Check

僕たちが案内します

contents

① 治療と仕事の両立支援

個別訪問による

② メンタルヘルス対策支援

事業者、産業保健スタッフに対する

③ 研修・セミナーの実施

産業保健に関する

④ 各種情報の提供

産業保健スタッフからの

⑤ 専門的相談対応

労働者数50人未満の事業場への支援

⑥ 地域産業保健センター事業

赤なまはげ・青なまはげ

セミナー  
面白そうね！

個別訪問支援  
丁寧だね！

掲載の事業は  
全て無料です

Wow!!

# 産業保健スタッフ向けサービス

# 秋田産業保健総合支援センター

産保（さんぼ）  
センターと呼ん  
で下さい！



事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。  
(事前の申込みが必要です。)



## 治療と仕事の両立支援

専門スタッフが、相談窓口の病院で相談に応じたり、事業場を訪問し、患者（労働者）と企業間の個別調整支援などを行っています。

専門スタッフが  
丁寧に対応  
いたします



## 産業保健関係者に対する 専門的研修等

産業医や、産業保健スタッフ等を対象とした、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。※研修スケジュールは、ホームページによりご確認ください。

WEB研修も  
好評です！



## メンタルヘルス対策の 個別訪問支援

専門スタッフが事業場を訪問し、心の健康づくり計画やストレスチェック制度の導入、職場環境改善に関する実地相談及び、メンタルヘルス教育などを行っています。

メンタル  
ヘルス対策



## 産業保健に関する 情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌により、産業保健情報をお知らせしています。※メールマガジンの配信を希望される場合は、ホームページからご登録をお願いします。

メルマガ登録  
をお願いします



## 産業保健関係者からの 専門的相談対応

産業保健スタッフの方からの産業保健に係る専門的相談への対応、事業場訪問による実地相談を行います。

訪問により  
ご相談を  
お伺いします



## お問い合わせ先

秋田産保

検索

ホームページURL：  
<https://www.akitas.johas.go.jp/>

↓こちらからもどうぞ！



ぜひ！一度  
ご利用下さい



働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポート！

小規模事業場向けサービス

# 地域窓口（地域産業保健センター）

通称「地産保  
（ちさんぼ）」  
です！



産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

## 健康診断の結果について 医師からの意見聴取

健康診断の結果、異常の所見があった労働者に関して、働く上での制限などを事業主が医師から聴くことができます。

事後措置は  
お任せ下さい



## 長時間労働者及び高ストレス者 に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスとされた労働者に対し、医師が面接指導等を行います。

医師の  
面接指導  
を行います



## 労働者の健康管理に係る相談 （メンタルヘルスを含む）

健康診断の結果、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面の指導などを行います。

メンタル  
ヘルス



## 個別訪問による 産業保健指導の実施

医師または労働衛生工学の専門スタッフが、事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

個別訪問により  
ご相談を  
お伺いします



- ◆ 地域窓口（裏面の地域産業保健センター）の利用は労働者数50人未満の事業場、及びそこで働く労働者に限られます。
- ◆ 事前の申込みが必要です。また、利用回数には制限がありますので、事前にご相談下さるようお願いいたします。

# 秋田産業保健総合支援センター・地域窓口一覧



## 秋田産業保健総合支援センター

住所：〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6-6 秋田県総合保健センター4階  
TEL：018-884-7771 FAX：018-884-7781  
ホームページ：https://www.akitas.johas.go.jp/  
Mail：info@akitas.johas.go.jp

## 地域窓口一覧



秋田地域窓口 	住所：〒010-0976 秋田市八橋南1丁目8-5 (一般社団法人 秋田市医師会内) TEL：0120-67-2306 Mail： <a href="mailto:hirohata@acma.or.jp">hirohata@acma.or.jp</a>
能代山本地域窓口	住所：〒016-0151 能代市桧山字新田沢105 (一般社団法人 能代市山本郡医師会内) TEL：0185-58-5656 Mail： <a href="mailto:ishikaiz@shirakami.or.jp">ishikaiz@shirakami.or.jp</a>
大館地域窓口	住所：〒017-0864 大館市根下戸新町1-8 (一般社団法人 大館北秋田医師会内) TEL：0186-43-4511 Mail： <a href="mailto:info@daihoku-med.jp">info@daihoku-med.jp</a>
横手市・湯沢市・雄勝郡 地域窓口	住所：〒012-0841 湯沢市大町二丁目2番1号 (一般社団法人 湯沢市雄勝郡医師会内) TEL：0183-79-6681 Mail： <a href="mailto:yoyuosanpo@akitas.johas.go.jp">yoyuosanpo@akitas.johas.go.jp</a>
大曲仙北地域窓口 	住所：〒014-0063 大仙市大曲日の出町2-7-53 (大仙市大曲交流センター内) TEL：0187-62-2205 Mail： <a href="mailto:daisentisanpo@peace.ocn.ne.jp">daisentisanpo@peace.ocn.ne.jp</a>
由利本荘地域窓口	住所：〒015-0885 由利本荘市水林456-4 (一般社団法人 由利本荘医師会内) TEL：0184-22-6660 Mail： <a href="mailto:shouta19850319@gmail.com">shouta19850319@gmail.com</a>



Twitterでも、セミナー情報など発信しています。  
よければフォローお願いします！  
<https://twitter.com/akitasanpo>



※センターご利用時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日、祝日、年末年始は除く）